

## 第3回大阪府青少年健全育成審議会第4部会 議事録

- 日 時 平成23年11月24日（木）午後4時00分～午後6時25分
- 場 所 大阪府庁 別館8階 会議室
- 出席者（五十音順） 岸本委員 桐生委員 園田委員 野口委員 福井委員 山上委員

（司会）

ただ今から、第3回の大阪府青少年育成審議会第4部会を始めさせていただきたいと思っております。委員全員出席でございますので、審議会規則により、会議は成立しております。

よろしくお願いいたします。

（部会長）

今日は第3回ということで、これまでの意見を整理していきたいと思っております。まず、犯罪に至らない程度の行為への対応ということで、皆様の様々なご意見がございました。

その前に、前回、奈良県の現状を確認してほしいと事務局にお願いしていただきましたので、説明をお願いします。

（事務局）

前回、声かけ等の対応につきまして、施行後の状況等について、聞き取り調査をして欲しいと言われました。資料2にまとめております。条例施行後につきましては、子どもに対する見守り活動は、すごく活発に行われており、懸念されておりました子どもの見守り活動の萎縮ということは無いとのこと。また、地域のボランティア活動をしているという自負がありまして、制定後につきましても見守り活動について県警及び県に苦情などはなかったということでありました。施行後の取組みということでは、例えば、子どもの安全を守る保護者スキルアップ事業やNPOの活動が新たに始まり、民間で不審者情報や検挙や逮捕情報に関する情報発信等を行われているようです。奈良ではいたましい事件がありましたけれども、7年が経過した現在も地域住民による児童の見守り活動が行われており、毎日約80人のボランティアが見守り活動を実施しているというところです。

声かけの規制にかかわるところですが、条例施行後に、声かけに対する指導あるいは警告措置を講じることによって、行為が治まっているとのことですが、反復して子どもに不安を与える行為を繰り返すいわゆる悪質な常習者に対しては、指導警告も限界があるという話がありました。奈良では、当初、正当な理由なく声をかけてはならないということを規制対象として考えていたようですが、地域社会で行われる善良な声かけをも規制するのではないかという意見から、「甘言を用いて惑わす」、「或いは虚言を用いて惑わす」と行為を具体的に規定して、善良な声かけが規制対象にならないように配慮した経緯があります。最後に、実例であります。公園内の子どもに対する身体又は衣服を捕らえる行為について、偶然居合わせた会社員の110番通報によって被疑者が検挙できた。

この例では、過去にも同様の手口で子どもを威迫する行為や不安を与える行為を繰り返しておりましたので、最終的には罰金処分であったとのこと。

次に、一人で帰宅していた子どもに対し、無言で互いの体が接触するくらいの距離で追隨していた被疑者を認めて、不審に感じた通行人から警察への通報がありまして被疑者を検挙したという事例です。これも、過去にも同様の行為を繰り返しており、性犯罪目的であった旨を供述しておりましたが、最終的には起訴猶予処分であったとのこと。

続いて、資料3をご覧ください。前回までいただきました先生方のご意見と今説明いたしました奈良県の状況を合わせ、事務局として「犯罪行為に至らない程度の行為」の論点を整理してみました。子どもに不安を与える行為の対象とする年齢が13歳未満に対して、何人

も、公共の場所或いは公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺く行為を規定し、これにつきましては、指導・警告となっております。これを常習的に行う者については、悪質性が高く、罰則を科す。子どもを威迫する行為は、13歳未満の子どもを対象としていること、罰金等を規定することについては、奈良県と同じでございます。

最後の禁止行為の通報でございます。禁止行為に係る通報、これは上記行為に違反行為を発見した場合は、保護監督者又は警察官に通報するように努めなければならないという努力義務を規定しているものでございます。

(部会長)

それでは、順番にまとめていきたいと思いますが、奈良県の条例の施行後の状況を踏まえ、各委員の先生の方々どうでしょうか。

(委員)

奈良の条例で警告した数とか、どうやって特定して指導しているとか、具体的にどんな場合にどんな感じだったのかですね。

(事務局)

例えば、甘言を用いる行為なんですけれども、友人と共に遊んでいた時にいずれかから近づいてきた男が「お菓子あげるから一人だけ車に乗り」と言って、誰も乗らなかったことからお菓子を置いて車でいずれかに立ち去ったということでございます。

或いは、帰宅途中の被害者に対して、「DSを見せてやるからこっちに来て」と言って声をかけた。一人で自転車を押して公園に向かっていた小学5年生の女兒に対して、自転車で近づき「ゲームして遊ぼう」と声をかけたものがございます。

虚言の場合ですが、帰宅途中の小学校の女兒に対して、「お父さんが待っているから、連れて行ってあげる。」と言って声をかけたもの。或いは、登校中の被害者を呼び出して、「トイブドールを一緒に探して」等と言って声をかけたもの。

威迫する行為につきましては、下校中の被害者に後ろからつきまとい、「たたくぞ」と声をかけたもので、警察に通報してきたというものであります。

(委員)

実際にやった人を特定して指導などをしているのか。被害申告はあると思うが。

要するに、警察としては、申告があれば、現場にかけつけて名前や住所も聞いて、指導警告をしているのということ。

(事務局)

そのとおりです。行為者がいなければ、予防の観点から注意喚起もしているようです。

(委員)

通報では、勘違いなどもあると思うが。

(事務局)

必ず、申告者をはじめ、関係者と接触して事情を聞いています。それが間違いで、単に道を聞いただけなのかなど、警察官が質問して初めて分かるケースが多いので、関係者の話を聞いて、本人と接触できれば本人からも事情を聞いて、総合的に現場の警察官が判断しているということです。

(委員)

トラブルになったりするということは無いのか。

(事務局)

それは事情を聞いて理由が分かれば。でも間違われる行為については警察の方から不安に思われる行為ですよという指導といいますか、アドバイスはあると思います。

(委員)

あまり何も考えず、声をかけたというのはあると思うが、二度と声かけないという副作用が心配なんです。

(部会長)

いわゆる善意の声かけがということですね。

(委員)

子どもに正当な理由なくお菓子をやるから警告などの措置があるというのはどうなのか。わいせつ行為を目的としないと思うが。

(委員)

声かけにわいせつ行為というのは殆どあり得ないと思うのですが、そもそも、何の理由もなくお菓子あげるから車に乗ってという事自体がおかしい。

(委員)

その何で声かけしたかという、わいせつ行為を目的としているから、車に乗りお菓子をあげるよってというのがあるので。

(委員)

それは、結果として犯罪に至った時点でわかり、それでは遅い。必ず声をかけるというような行為があって、実際、奈良ではいたましい事件が起きたわけで、甘言とか虚言というものがあれば、十分であると思うが。

(委員)

確かに、「車に乗り」というのは危ないと思うが。例えば、朝遅刻しそうな子がいて、二人乗りがいけないということは少し置いておいて、「自転車に乗せてあげようか」というのはゼロじゃないと。

(委員)

それは、正当な理由があるってことになるのではないですか。

(委員)

でも、お菓子をあげるもどうでしょうか。正当な理由にはなりませんか。

(部会長)

声かけが即犯罪につながるというわけではありません。しかし、犯罪に至ったものについては、ほぼ声かけがある。この見極めをどうするのか。これまで私たちが住んでいる日本文化の中で、そもそもお菓子をあげるという行為が許容範囲であったというものが、急に何か冷たい社会を作ってしまうのではないかという懸念だと思います。「正当な理由なく」のところですが、すこし分かりやすい工夫がこらせないかなということでしょうか。こういった声かけであれば犯罪になりますよと。ただ、もちろん事情を聞かなければわからないこともありますから、この点は、奈良でも警察が対応して判断しているということでしたから。

(委員)

一般人の感覚では、警察に忠告されるというだけでもいやかなと。地域を守るとかじゃなくて殺伐とした世の中になるのではないかなと。

(委員)

甘言を用いて惑わす、虚言を用いて欺く、ですけれども、例えば、欺いていなかったらいいのかっていうことになりますね。甘言を用いて惑わしてなかったらいいのかっていうことにね。

周りの大人が不安を覚えるような子どもに対する接し方、ここが問題。

甘言を用いて惑わしていなくても、虚言を用いて欺いていなくとも、周りで見てる人が不安を覚えるような子どもに対する接近の仕方が禁止行為の対象だと思う。威迫する行為は明らかなのです。結果、どういう風に構成要件化するかなんだと思うのですが。

(委員)

例えば、児童虐待で通報があれば、当然調査のために家庭訪問します。通報されてショックを受ける養育者が多いのですが、一方で、その情報が正しかった場合は、子どもを虐待から救うことになり、早期に子どもの保護等適切な支援ができます。声掛け内容の判断は難しいとは思いますが、目的は子どもを守るため。だから、双方がよく知っている子どもであれば「乗せたらか」でもいいが、不安を感じさせる行為は理由のない行為と近いので駄目だと思う。親も不安であろう。これだけ日本社会が変化している中で、今の地域の中では誤解を招くことは避けなければならないと思うのです。当然、啓発もしていかなければならないとも思う。

甘言である行為などの規定は、あまりにも漠然としていたら、何をもって規制するか判りにくい。

一方で、多くは地域の皆さん方の活動によって、互いに理解しあいながら子どもを守り育てているわけです。しかしながら、この規制の理解を得ないと地域活動の低下を招く恐れもあります。広報・啓発を通して違反行為とそうでないことが分かればいいわけです。児童虐待の通報は、まさしくこの精神だと。現場で警察官が聞くということもあるかも、情報を取った上で、注意喚起、警告をされる、あるいは結果的に何もなかったという事もあるでしょうが、何もないのが一番だと思う。

(委員)

線を引くと、必ず擬陽性と擬陰性というのが当然出てくる。しかし、性犯罪にまで至るとそのようなことは言っていられない。警察官も恣意的に判断することはないであろうし、大丈夫だと思うが。

(委員)

しかし、声かけなんかは街中で子どもと交流したいっていうのも含めて、軽く声をかけるということも。もう子どもともう関わらないでおこうとならないかと。

(部会長)

どちらかという大人がリスクを背負っているわけで、子どもと大人のどちらが配慮しなければということもあります。時代の変化により、これまで通りの声かけじゃ駄目だよということに注意喚起しなければいけないということもある。こういう意味でも、条例の意味はすごくあると思う。児童虐待もかつては、家庭内の問題としていたが、危険な場合に介入できることになった。やっぱり、子どもに対して大人は、配慮するという意識が乏しいと思います。安易にやり過ぎてはいけないのでは。

(委員)

声かけにとらわれすぎるといけないのではないかと。以前「唾くれおじさん」というのがニュースになっており、小学生の女の子に小さな瓶を持って行って、「唾くれ」と集めて回っている人がいた。そういう行為はこのペーパーでは対象外。こういう行為こそ危ない。例えば、不必要に子どもに、性的な意図を持って接近するとか、或いは正当な理由なく子どもを自己の支配下に置くような行為といった行為という風に、行為の面から客観的に規定する方法がいいのではないかと。子どもは分かっているけれども、周囲からすればなんでと不安に感じることもあると思う。そういう事を規制するという事だと思うのですが。

(部会長)

威迫する行為は、子どもが実際に被害に遭っているが、声かけの方はむしろ周りの大人がこれはちょっとおかしいのではと感じている。対象行為の範囲ということで、それを知った保護者ないし周りの大人が、それはおかしいのではないかとといったような内容が含まれれば分かりやすくなるということでしょうか。

(委員)

あの甘言とか虚言とかを子どもに言ったら駄目だっていうこととではない。嘘をつくということもある。

(部会長)

若干説明させてもらおうと、先程の小学校の殺人事件以来、地域の防犯と子どもは安全教育を受けている。間違いなく子どもは知らない大人が来たら逃げなさいと必ず言われている。子どもはすでに大人が思っている以上に、こういった甘言等については非常に過敏です。むしろ私達大人の意識の方が遅れているような状況。

(委員)

先ほどの自己の支配におこうとする行為というのは納得する。しかし、声かけは、警察官に警告されるという話ではないように思う。それなら、犯罪に巻き込まれないようにする事の方が大事。しかし、支配の方はすごく大事な概念かなと。

(部会長)

仮に、支配に置こうとする言動があった場合、それを保護者ないし地域の方が、これは犯罪者かと思った場合は、という風な形になりますか。こういった文章だったらどうでしょう。それは、甘言、虚言で支配に置くということになりますかね。

(委員)

例えば、「おっちゃんとドライブしよう」と言って車に乗せるのはどうです。実際ドライブして、一時間半くらい走って元の所に送り届けるっていうのは。ここまでは同意して一緒にドライブして走り回って、また戻ってくる。その間何もしてない。ただ車に乗せてその辺を走り回っているだけ。これは甘言も虚言もしてないですよ。しかし、保護者にとっては不安ですよ。

(委員)

13歳未満、12歳とかだったら、どの程度かってことですよ。

(委員)

言葉の問題ですよ。

(委員)

前兆行為として認められるのは何なのか。その前兆行為をどの段階で、より早い段階で予防的対応が必要であると私は思うのですが、一定のところでもスクリーニングしていかないと仕方がない部分があるのかなと思う。どこまでも子どもを守るために、皆が理解して頑張ってもらいましょうという意識の醸成と、大人の見守り行動を、しっかりと地域の中で定着させていけばいい。何より、見逃さない社会を作りましょうよということが大事。

正当な理由なくということであればいいのではないのか。

(委員)

正当な理由がなくではなく、不当な目的でならと思う。正当な理由がなくでもしゃべってもいいし、遊んでもいいと思う。最後は正当な理由は証明しなければいけない。しかも子どもにとって良いかもしれないというケースもあって。

(部会長)

何度もいっておられたように、子どもを守るという視点にたった場合に、どちらの視点に立ってもリスクは背負うのだと。そうするとどちらの方を取るのだということで、子どもを守るのだということになる。ただこの文章については言葉と行動ですよ。子どもを支配下に置くといったそういう行為があって、それを周りの大人が見たような場合というところは。

(委員)

一番望ましいのは、構成要件を考えて、客観的な要素で形作っていくというのが望まし

い。広くなることはいけない。刑罰を適用することが前提なので、客観的に判断できるようにするほうが望ましい。「不必要に子どもに接近する」、周囲に不安を覚えるような方法で子どもに接近していくということではどうかと思うが。

(部会長)

言葉、行動、そして、子どもではなく周囲の大人、保護者、地域の方々になるかとは思いますが、それはおかしいとなった時には、これが指導勧告の対象になるということか。

(委員)

声かけのところは、13歳未満じゃなくていいような気がする。

もっと小さい子のイメージ。12歳くらいになっている子が、「お菓子あげるから車に乗れ」といって被害に遭うかどうか。

(委員)

先ほどの「唾くれおじさん」は、小学校高学年の女の子が唾を入れていた。

(委員)

お菓子あげるからってついていくのか。

(委員)

結構いると思うが。

(部会長)

対象行為の範囲ということで、これまでの意見を踏まえて報告書の案を考えるということでいいですね。それでは、犯罪に至らない程度の行為は、おおむねこの方向で整理していきたいと思います。

続いて、刑期修了者に対する対応ということで、この件については前回、保護司さんの状況を調べてほしいとお願いしておりましたので、説明をお願いします。

(事務局)

資料4をご覧ください。大阪の保護司の状況でございます。担当地区ごとに定員がありますけれども、3,174人。定員に対する充足率が91%から92%程度という事で、充足できておらず、決して十分な活動者がいるという状況ではありません。身分は、保護司法という法律に基づいて、法務大臣から委嘱されております。委嘱の流れは、地域の保護司等からの推薦を受けまして、保護司選考会に諮られ委嘱を受けます。当初から専門的な知識を条件としているのではなく、研修や実際のケースを扱いながら知識を深めていくということになっております。大阪の場合ですと、平均年齢は62.9歳で、職業につきましても個人の事業主さんや住職さんなど、或いはそのような形で職業を持ちながら活動をしているというのが大多数となっております。保護司さんの活動というのは、担当地区で差異はあるんですけれども、概ね保護司さん一人につき2.3名程度の保護観察対象者の方を担当されており、一人につきまして、1ヶ月2回の面接が義務づけられています。さらに、随時の相談というのも受け付けておられます。面接結果は、保護観察所に報告する義務があります。

保護観察所では、報告書を基に、保護観察対象者の処遇などを判断されているということでございます。その他に、スキルアップをされるための研修が年4回、他にはテーマ別ごとの研修が行われております。保護司の保護の管轄というのが刑期を終了するまでですが、刑務所等から出所した者で適当な住居がない等につきましても6ヶ月間の期限がございまして、宿泊場所や食事を提供して社会復帰を助けるという施設が府内で4カ所あるという状況。保護司さんとは別にボランティアとしまして、更生保護女性会、大阪で約1万人ということではございますけれども、非行問題とかミニ集会のほか、親子ふれあい行事や支援活動に取り組んでおられる方々、或いはBBS会、大阪で約300人が犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体ということで、児童福祉施設における家庭教師派遣活動や或いは府内の児童館における子どもとのふれあい行事等を実施さ

れていると伺っております。

(委員)

社会復帰を行うのであれば、名称を「社会支援士」とかどうか。前にも言ったが、やはり担当者についてはある程度の医療知識というものがあつた方が良いと思う。法律家、精神科医やソーシャルワーカーですね。その点で構成するというのがいいかなと思いますね。一般の人にも協力してもらおうというスタンスで。

(部会長)

その辺につきましては、今後、社会復帰支援の形ということになってきますでしょうか。

(委員)

府内の出所者に対して、単なる届出ということではなくて、支援をするということで考えるのは賛成です。保護司さんともできれば、いろいろと連携を取っていただいて。

(委員)

おそらく、法務省との連携は難しいと思いますね。情報も提供していただけないのでは。専門の知識を持った非常勤を置くということですかね。結構、再犯に及んだ人でも、出所する時は「やらない」と思つて出る。出た後にやっぱり誰も助けもないし仕事も無いしという状況から再犯に及んでしまうということも多いので、相談相手がいれば、月に1回でも相談できるということも大きいと思う。

(部会長)

今、意見も出ましたけど、医療タイプのモデルというのを行く行くは検討していかねければならない。条例にも支援を入れていくようなことを目指していければいい。

(委員)

最初にすこしでもこれはできるということが要りますよね。行く行くはとなると本当にやるのかとならないか。

(部会長)

ちょっとその辺も。

(委員)

まず、既存の支援対策がどう活用できるのかがわからないが、それを使いながらやれたら一番いいだろうし、とりあえず、今どんな形でこの人達に支援を向けられているのか。

(部会長)

資料を見ると、警察庁の出所後の処遇ということがあるので、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

これは子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置という事が平成17年6月から始まっておりまして、府警に確認し内容を載せさせていただいております。

この制度は、奈良県の女児誘拐殺人事件を受けまして、警察庁と法務省が13歳未満の子どもを対象とした性犯罪を対象として行われております。この制度は、6年が経過しましたけれども、所在不明になる者、或いは再び性犯罪を犯す者が少なくないということで、制度の目的だった再犯防止の措置が、相手との接触は避け、外形的な確認だったんですが、それでは不十分となり、本年4月対象者の社会復帰、更生に十分配慮しつつも、直接訪問による所在確認や同意を前提とした面談を実施するとの制度の運用の見直しがあつたところ。データで申しますと、制度の運用が開始されました平成17年6月以降、再犯防止対象者につきましては、全国に約900人いるとされております。大阪ではそのうち、約100人程度ということですが、大阪ではこのうち約40人が、いずれかの犯罪及び再検挙されておりまして、そのうちの半数が性犯罪の検挙となっております。さらにその性犯罪の検挙のうち、半数以上の者が、再び13歳未満者に対して性犯罪をしたということでもあります。

続きまして、本年4月の制度見直し後の状況を報告させていただきます。

大阪では面接・面談を終えた者の約85%の者が制度への肯定的な意見であったと。

残り15%の者が否定的な意見であったということでございます。ただ面接・面談を実施することになった本年4月以降、この対象者の検挙及び警告措置等については把握がないということでございます。具体的に対象者の意見等を聴取した主なものをご報告させていただきます。まず、肯定的な意見につきましては、対象者の居住地が不明となっていたため、行刑施設前で本人に声をかけ、説明をしたところ、出所はしたけれど帰る所がない、どうしていいかわからない、と対応した警察官に役所まで案内して欲しいという事だったので、役所まで案内し、自立をする為の助言を行いました。あと、警察の方が話し相手になってくれて、社会的に支援してくれることはよいと思う。歯止めになる良い制度だと思う。外の世界に自分を制御してくれるものが必要なため面接はブレーキとなる。あと家族からの意見で、面接は息子の再犯を防止するので心強い。というのが肯定的な意見でございました。次に非協力的な意見もでございますので報告します。もう服役して刑期を終了しているので社会復帰の妨げになる。警察に常に監視されているような気がする。この制度は社会復帰の妨げになる。親が心配する。あとは、人権侵害となり弁護士を立ち合わせて話しがしたい。という報告もでございます。限定的な意見もあり、同棲者に配慮してくれれば協力する。近所の目がある時に訪問を控えてくれれば協力する。というものがございます。

以上、本年4月から始まりました面接・面談後に寄せられた対象者の声でございます。

対象者との繋がりができるなど、見守り活動としての一定の効果があるのかなという風に考えております。

(部会長)

今のところ、社会内処遇の話といわゆる届出制度の問題と二つあると思うのですが、少なくともこの条例ができあがることによって、次のステップはこうだということのある程度イメージしておかないと難しいということになりますでしょうか。

(事務局)

現在の警察の任意による活動が、効果的だと思っている。警察力というのではなく、どちらかと言えば支援を行っている。今後は、ソーシャルワーカーとかまではいなくても、専門的な知識も身につけてもらって、話の聞き方、導き方の研修も受けていただきたいと考えている。大阪の子どもをいかにして守るかということを考えていきますと、やはり早く手を打ちながら、次どうしていくか。また先程からの精神科の方であるとか、本来のソーシャルワーカーなども参加した支援も考えていきたいと思っております。

やはり海外では、施設内もきちっと対応されています。それは何かと言うと、ここから次出た時の事を考えて動きがある。それも、単にしばりをかけているのではなく、ある種社会の中で生活をやっていかなければならないという点に配慮し、保護観察中に手厚くやられています。日本はやはり遅れていると感じます。地方自治体は地方自治体として府民の安全安心、また子どもの安全を守らなければならない。できれば、警察が今やっている活動を含めて支援が行えればと。今何も手がつけられていないところに自治体としてできることを考えていきたい。

(委員)

何かその見通しとかをつけておいた方がよいと思う。やはり、支援がなければならない。

第一歩としては、できることからでいいとは思いますが。ただ、見直していくっていうことが必要でしょうね。予算の問題もあるのでしょうかね。

(委員)

今のお話とは少し違うが、この子ども対象・暴力的性犯罪の中に、ぜひ入れて欲しいの

は、児童ポルノ。これが入ってないっていうのはちょっと駄目じゃないかと。それと、先ほどの支援、私も同感で、どこかサポートしなければならない。治療とかですね。やはり支援をセットにしないと、やはり届出義務っていうのはどうかと。

(部会長)

そうですね。二つあって、つまり効果の面とそもそも届出制度の導入部分の説得力と聞いてみましょうか、確かに行政では予算の問題があるので、いつどこまでって言うのが難しいかもしれません。最低でも何でしょうか、例えばこの条例が施行され、その効果などを審議する機会を作るのは。

(事務局)

私どもとしては、今回の検討が終わったからこれで部会が終わりというのではなく、評価などもやる必要はあると考えており、特に処遇の支援の中でも、今後どのような方向がいいのかなども含めて、続けて検討していただきたいと思っております。

(委員)

今みたいに、支援も警察に丸投げみたいな感じがある。言葉が悪いですが。

(委員)

情報をいかに管理するかっていう問題を含めてですね、社会的なサポートがセットにならないと、だから新しい組織みたいなものを作ると。警察、行政、民間が一体となったね。

そういう構想でないといけないのではないかなと思いますね。

(委員)

その取りまとめを大阪府がきちんと責任を持って監督する。関係機関の連携も大阪府が責任を持つようにしないといけない。

(委員)

届出と支援というものは一体となっていけないといけない。今せっかく警察がやっている事が意味を持っていて、実績があるのであればそれを活用して対応してもらえるようにする。それと、新たな形での支援策、医療も含めて、それぞれの専門的な方々に参加してもらって。次のステップアップを図っていく方向性の中で、まとめていくのが良いとお考えます。最初から全部が全部できるっていうことは厳しいでしょう。

(部会長)

まず、確認しておきたいのは、この部会としてやはり社会内処遇というものは最終的に必要なものと共通意見になってくる。この条例と同時進行若しくは制定が終わった後にこのメンバーでワーキンググループかなんかを考えて、効果の検証や結果を踏まえた新たな方向性を考えていく。何らかの支援がセットであればこの条例の届出については進めていく方向でどうか。

(委員)

行く行くはね、専門のセンターのようなものができて、警察、行政、民間、まあ弁護士会とか医師会とかが協力しているというのが一番いいのですが、再犯の危険性というものがあるので、届出制度を前提にするならば再犯者かなと。再犯者については、義務づけても納得は得られるのではないかと。再犯を犯して出所してきた人については少なくとも納得が得られるかなと。

(部会長)

いかなる情報をどこに誰が把握、集約しているかということもありましたが。

届出のポイントを整理したいと思います。各委員の方々意見をいただけませんでしょうか。まず、対象行為の範囲は資料 5 の子ども対象・暴力的性犯罪と同じ、対象犯罪の年齢は 18 歳未満、対象者につきましては刑期を終了した者全員、それから届出情報については、居住地、氏名、性別、生年月日、連絡先など。届出期間の根拠は、資料の 6、7、8 の諸

外国の期間を見て、おおむね 5 年以上永年というのもございますので、一番短い 5 年間ということ。届出情報の変更、変更のある場合は届出、情報の提供は警察に限定、そして、情報公開はしない、届出義務違反の対応につきましては罰則を規定、施行日における対象者は刑期を終えていない者。という考え方の整理を述べさせていただきました。

では、この考えの整理について、ご忌憚のないご意見をお願いしたいところなのですが。  
(委員)

児童ポルノ法、特に 7 条 3 項の製造罪は必要。子どもにわいせつ行為をして、更に写真撮ってばらまくわけですから。これ以上の性暴力的犯罪は無いと思います。

(委員)

方法的には届出なので、法的も問題無いと思うが。

(委員)

対象者を、再犯者に限ることも考えられないか。

(委員)

刑罰を科すには、合理的な理由が必要。本当になんらかの支援があればいいが、現段階では警察官の支援しかない。それは本来の警察官の仕事かどうかを考えると少し違うかと。

大阪府がやらなければならない事業ですよ。そこまでしっかりやるというのであれば賛成できるが、単に情報を共有して、あとはもう警察官の方でという話だったらだめだと。

刑事罰はやめておくというのはどうか。やるなら意味のある制度にして欲しい。やはり本当にみんなで大阪府の子ども達を守る趣旨であれば、人権のハードルも超えてでもここは一つ頑張ろうということを考えてもらいたいなど。少なくともこれはするという意思をいれないと。実際どれぐらいの制度になるかわからないが、大阪府も頑張る趣旨を入れないといけない。

(委員)

具体的にその罰金の対象となる行為ってどんな行為なのか。

(委員)

届出で嘘を書くとか、結構あると思う。実際その住民票をかえない人も結構多いと思うんでね。行ってみていなかったとなることもあるかと。

(委員)

まず、指導勧告は行うでしょ。例えば、先日届けてしばらく住んでいたんだけど、無断で引っ越したとかいう行為ですか。

(事務局)

例えばですけれども、やっぱり最初はいきなり罰金とか罰則とかではなく、当然、指導勧告をしまして、その後に何らかの行政的な行為、出頭を促すなど。それでもそれに対して、正当な理由なくそれに違反した行為、そういう場合につきましては、はじめて罰則かと。

(委員)

届出がない場合は。例えば、警察活動の中で、犯歴でわかったという場合ですか。その場合に届出無いやないかっていうことがわかると。その場合、届け出なさいよって勧告するんですかね。

(委員)

まあ実際、海外でもそうですけど、居住地を移したら、大体 2 週間以内に届け出ると。

届け出なければ、刑罰罰か罰金以下が大体イギリスとかはやっている。

(委員)

例えば、罰金 10 万、20 万やったら、もうその時罰金払って届けないっていう人が出てくるかもしれない。

(委員)

罰金が払えないとすごく困ることもある。本当にやるのであれば、支援はきちっとするというのをどこかに入れてもらった上で、それをするので義務化すると。

(委員)

まあ、今すぐの支援が難しいということであれば、私はこれだけでは失敗するっていう気がしますね。逆に再犯するケースも出てくるのでは。

(部会長)

この辺りどうでしょう。事務局の方としては。

(事務局)

届出義務に関して、実効性の担保をどのようにできるかということとして、罰金を科すということに確信を得てないというのが実情です。ただ、やはり実効性の担保として、何らかの規定をするべきかと。

(委員)

ちゃんとアセスメントする。アメリカなんかでも三段階に分けてこうやるっていう。ここを抜きにしてという形になっているんですね。

(委員)

そう、その部分。本当にそう思います。それが無いからすごい何か違和感があつて。

(部会長)

そうですね、今のところ、アセスメントというか支援というかというところがどこまでできるのかというところはどうですか。このままでは結論もでにくいので、ここまでできるっていうどうですかね。

(委員)

アセスメントだったら保護司の方がまだ楽かなっていう風に思いますね。それなりにトレーニングを受けて、専門性が高いので。でも、予算がかかるのではないですか。

(部会長)

それは専門職ということですね。

(委員)

相当リスクの高い人に対するサービスに絞って、濃厚な関わりを持つっていうのが一番何かこう効果が取れそうな気がするのですけど。

(委員)

それはもちろんそうですね。

(委員)

現状としてですね、一人でも良いと思う。立ち直らせたいと頑張つて、被害者を生まないようにするっていう方が、すごい現実的かなと。

(委員)

例えば、警察でやっている活動の中でスクリーニングして、専門家何人かでチームを組んでそこで支援する。まず支援のための届出であるとの説得性がないといけない。今後、警察のやっておられる活動の、効果測定をしていくことも必要と考える。将来的に総合センターみたいなのが出来たら一番良いのでしょうけどできることから進める。現在何らかの支援活動をやっている支援施設もあるように聞いているが、その中に一部届出対象の人達を保護司等が担当したりして、どのような自立支援が行われているのか。

(事務局)

諸外国との比較でいきますと、社会に復帰する為の処遇プログラムが、ものすごく手厚いし、徹底しています。したがって、届出を義務づける場所も罰則も含めてですね、もちろん厳しく、はっきりしており、メリハリがついてる。日本の場合は、そこが満期出所

者に対しては、社会復帰して自立するところのケアが殆ど出来ていない。だから、警察庁がものすごく頑張っている。たしかに先生方おっしゃるように、社会復帰、自立を考えると、絶対に支援があればいいと思う。そうありたいと思うので、その為の仕組みを大阪府は作りたい。起点は今の警察の見まもり活動であり、この取組みの効果を明確に見える形で位置づけるというか、法制度として位置づけていくと同時に、単に警察だけの取組みではなく、社会内処遇に向かう為の仕組みと、もう一つのケアのサービスです。何らかの相談に応じられる、或いは専門的なケアというものをもしスタートできるのであれば一定の方向、出口が見つかるのではないかと考えるのですが。

(委員)

目的達成手段として合理性が必要。子どもの被害者を減らすっていうことに貢献するっていう、達成手段が正しいということであれば良い。ただし、届出だけではいけない。

犯罪を減らすことができる仕組みというか、根底が無かったら、それはお願いしますと言えない。

(事務局)

目的は、本人の為に社会の上で処遇する。その為には当然所在も、本人とコンタクトを取る為に。当然届出義務違反に対して、刑罰まで科す必要はないだろうということになると思う。このように明確にしていくという考え方も。

(委員)

支援の形をもうちょっと考えるべきか。例えば、仕事、雇用の関係での相談事業とか、医療の関係の相談とか、支援活動をやるので、ちゃんと届けておくというような事があればいいが。

(部会長)

今できる支援というのは明示できるか。

(委員)

大阪府が責任を持ってしてくれたらいいのではないか。警察任せじゃなく。

(部会長)

届出だけではやはりだめ。

(委員)

大阪府の責務として入れられたらどうかと思う。抽象的であってもね。大阪府の責務として、大阪府として責任を持って、更生させていくというのも含めて。

(事務局)

ですから、今、警察の取り組んでいる本人とコンタクト取って、面談も年に1回、2回やると。その中で、家族のサポートもあって自立できる人もいると思うんですけど、そうでない医療的なケアのいる人もたぶんいるでしょう。或いは、精神的な支えも含めてね、そういうカウンセリング的なものもいる対象者がおられれば、そういう今現にやっている、取り組んでいる警察サイドの取組みの中から、必要と、社会的なまさに処遇、ケアが必要とされる対象者を具体的に抽出し絞り込まれて、その人達に対して、今は警察の範囲の中でしか取り組まれてないのですけども、それを新しいサービスを提供できる体制がどこまでとれるのかっていうのが、まさに私自身もお約束できない現状ですけれども。いくつか方法とかはあると思うのです。もちろんご提案いただいているような面も含めまして。少し何が社会的な支援メニュー、或いはプログラムとして提供できるのか、その為の仕組みを作るとしたらですね。少し試行実施段階から行かないといけないかもしれませんが検討していきたいと思っています。

(部会長)

それでは、アセスメント、サポートの程度と対象者の兼ね合いというのは当然関わって

くるでしょうから。その辺りどこまで出来るのかっていうことが、対象者をどうするかっていうことにつながってくるということになるわけですね。そういう意味では、ぜひどこまで、今この段階でどこまで、そして例えば、次はどこまでっていうところが検討できるか、そこを明確に出された方が、府民の方も納得していただけますし、これが実際にまあ効果的なものに迫っていくということに考えられることとなりますでしょうか。

(委員)

先程のお話では85%は積極的に、こういう制度に肯定的だと。残りの15%というのは実際どういう人なのか。非常に重い、犯罪の情状が重い人で拒否しているのか。或いは、軽い人、その辺85%の属性と15%の属性がどういう風になっているのかっていう事が分かれば、この出している資料も、もっと議論ははっきりするのかなど。15%の人が重大な犯罪を犯している人かということ違ってくるでしょうし。逆に軽い犯罪ということなら、それも一つの議論の方向もまた変わってくると思いますが。

(部会長)

警察の方に出席をお願いしておりますので、警察の方から実情をお聞きしたいと思いません。

(府警本部)

私どもは、この4月から恐る恐ると言いますか、初めて面接したわけです。対象者の方々と接する事だけで、すごい精神的な影響を与えていて、そこが抑えになっていると、実態として分かりました。ですから、もし仮にその届出制度、これはまあ大阪府さんの方で考えられるわけですが、私らがタッチしていくという事になった時には、心に訴えて、たとえば、「どうや」と、「頑張りや」という形でやっていますので、対象者の方に一定程度の自重心と言いますか、またなかなかしゃべる相手もないという実態も分かりましたので、そこからいろんな所に、私ら行政機関の方に私どもも伝えていけるのかなという風には感じています。私ども先程の話にありました、あくまでこのこういう活動を何でやっているのかと言いますと、これ窃盗犯人とか、強盗犯人とかには行っていません。子どもに対して、強姦だとか、強制わいせつだとか、これは社会的に親的にも許されないと認められた犯罪であって、まして13歳未満の子どもに対して、今後そういった事が、結果一つでも減らせるのであれば、直接の検挙活動ではないんですけども、法務省からも情報提供の協力いただいているという事は、そういう事だと思うんです。私ども未然防止という観点から、関わってやっているわけですし、そういった15%未満の方についても、「そない言わんとこれから連絡する時、また会うてな」という形で、今進めておるところです。幸いにも、今まで外形的にしていた時には、先程にもありましたけれども、やっぱりその中の約100人おられた中の何らかの再犯、その中の半分は性犯罪で、その中の半数は、まあ10人くらいは子どもに対してやっておられるという事で、それは今までの3年間そうです。この4月から、直に面談した方は期間的には短いのですが、幸いにも一件もないのです。そういう事を続ける事は、まず心と心をそういう風につなぐ事自体が、非常に心に訴えることができ、抑えられる事になるんだとわかったということが、実証として、実感としてお答えさせていただいたらと考えています。今、部会でご検討いただいている内容で、大阪府が出所者を支援していくとなれば、我々警察としても当然全力で支援していきたいと考えています。

(委員)

さっき、私勘違いしていましたが、これ今の制度あれですね。全て13歳未満。

(府警本部)

そうです。

(部会長)

部会としての報告書案を作っていく必要があります。今まで出た届出に対する支援というところを踏まえて作りますので、現時点としては進めるのかといったところも含めたものを作成しなければなりません。次回の部会までにご連絡をとらせていただいて、ご意見もいただいて報告書案を作成したいと思います。

(委員)

その、あと欠落しているのはアセスメントのところですね。それを今回無理にしても警察官の方もね、何かトレーニングが必要と思うんですけどね。

(委員)

届出の時にね、こういう事ができます、どうですかというようなことを警察からするのではなく、府から行い、登録してくださいなら別に何も問題ないと思うんですけど。

(部会長)

つまり、現時点で何ができるか。例えば、届出制度についてとか、罰則という部分のところは、皆さんのご意見をお聞きしながら進めたい。

(委員)

支援策の中で、警察の方が言ったように話を聞いてやる。これは最高の支援。警察の方が、励ましも含めて話を聞きますよと、日曜でも良いし、月1回でも良いですよと。これもうものすごく大きな支援になるのですよね。

(部会長)

その辺をまとめたい。実際に今、府の方々と警察の方々に対して、そもそもアセスメントはこういう風にやってるんだ、支援はこういう風にやるのだということをもう一度、教養と言ったら変なんですけど、今まさに話があった、理由をつけるんだったら、そういったものをやっぱりやるんだったら現状を知ってもらって、日本ではどこまで出来るかっていうこともあると思います。

(委員)

それはそうですね。

(部会長)

できれば、現場で対応されている警察官の方あたりも集まっていたら、その話を聞いてもらうというのが一番良いのではと。署の方々が一番最前線でやられているわけですから、このような方の力量が問われるような条例になってくるかと思しますので、考えていただきたい。

(事務局)

同意して、所在地も分かってコンタクト取れてる人は、これまでの意見からも大丈夫だろうと。むしろそうでない方が問題を抱えている。まずは出発点としてそこを何とかしたい。その為には、目的をはっきりさせ、本人にとって、社会的な支援が得られるかもしれない、そういうきっかけを要請が単に警察的に開始されるだけでなくプラスになるというような手がかりが得られるということが極めて重要なポイント。

(委員)

届出だけっていうのもそれはそれで良いって思うんですけど、やるなら本当にやらないといけない。せっかく動こうとしているものがすべて無くなる。

(部会長)

大阪府は本気だということ。

(委員)

他府県に影響も与える。

(事務局)

行く行くはどのようにっていくかということも踏まえ、予算的にもどうかを考えて

みる。アセスメントの研修等についても考えていきたい。

(部会長)

それでは、本日は、これで終了することとします。